

## 大阪府消費生活センター 9月の相談件数（速報値）

相談件数 603件（対前月比1.3%減、対前年同月比14.2%減）

### 全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	賃貸アパート・マンション	33件
2位	化粧品	27件
3位	健康食品	17件
3位	紳士・婦人洋服	17件
3位	内職・副業	17件

- ・1位の「賃貸アパート・マンション」は、退去に関する相談が33件のうち15件でした。原状回復費用についてのトラブルがめだちました。
- ・2位の「化粧品」に関する相談については、美容液や除毛クリーム等の「定期購入」の相談が27件のうち22件でした。「お試しだけのつもりで注文したところ、定期購入になっており解約できない」といった相談が寄せられました。
- ・3位の「健康食品」についてはダイエットサプリ等の「定期購入」の相談が17件のうち13件でした。2位の「化粧品」とあわせると、「定期購入」に関する相談は合計35件で依然として多くの相談が寄せられています。
- ・同じく3位の「紳士・婦人洋服」については、ネット通販の相談17件のうち15件でした。前払いで代金を振り込んだが商品が届かない、違う商品が届いた等、詐欺サイトによるトラブルがめだちました。
- ・同じく3位の「内職・副業」は、情報商材に関する相談17件のうち10件でしたそのうち契約当事者が20歳代は7件で、「SNSを通じて、簡単に稼げる」というという説明を見て情報商材を購入したが、高額であり解約したい」等の相談が寄せられました。
- ・新型コロナウイルス関連の相談は46件で、9月の全相談件数の7.6%でした。主な相談内容としては、「保健衛生用品」が7件(マスク5件、検査キット2件)、「コンサート」などのキャンセルについて2件、「内職・副業」2件でした。

## 65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	工事・建築	7件
2位	電気	5件
3位	化粧品	4件
3位	修理サービス	4件
3位	和服	4件
3位	固定電話サービス	4件

- ・1位の「工事・建築」については、「近所で工事をしているので、無料で点検すると訪問した業者と屋根工事を契約した」等の相談でした。

## 訪問販売に関するアドバイス

点検を口実に消費者宅を訪問し、消費者の不安をあおって契約を勧誘する「点検商法」では、屋根工事以外にも羽毛ふとん、消火器、耐震診断、シロアリ駆除、床下換気扇、外壁塗装工事などの事例があります。

「点検商法」は「特定商取引法」の「訪問販売」に該当し、法律に定められた書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。クーリング・オフした場合は、屋根工事施工後でも、費用を支払う必要はありません。

この際、消費者は、損害賠償や違約金を支払う必要はなく、すでに頭金などを支払っている場合には、速やかにその全額を返してもらうとともに、土地または建物、門や塀などの現状が変更されている場合には、無料で元に戻してもらうことができます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、嘘の説明を受けて契約した（不実告知）など、販売方法に問題があれば、「特定商取引法」や「消費者契約法」で取消しできる場合もあります。

## 消費生活相談窓口

消費者ホットライン188番（局番なし）  
府内市町村の消費生活相談窓口は[こちら](#)